

表 省市別の操業再開に関する通知(2月7日正午時点)

省市	主な内容	発表日
広東省深セン市	操業再開に向けて、感染の予防・抑制従業員に対する検査を着実に実施、感染の予防にかかる物資(マスクや消毒液など)の確保、内部管理の徹底などの条件を課す。操業開始の5日前に衛生当局に申請書と感染防止管理の承諾書を提出すること。	2月3日
浙江省	2月3日より、感染予防関連製品を生産・提供する企業、重要インフラ建設企業、市民生活関連企業(小売、物流業など)は操業を開始するとともに、従業員の感染予防策を徹底的に実施すること。 上記以外の企業は市・区政府の許可なく操業してはならない。 操業再開にあたり、企業は従業員の健康状況を把握し、浙江省に戻る日程や利用する交通手段を把握すること。企業によるシャトルバスの運行を推奨する。 操業再開にあたり、日々の測温時間を決め、一時的な隔離室を設置し、マスクや消毒液などの感染予防抑止製品を配置すること。	2月3日
山東省	企業の操業再開を支持する。	2月5日
青島市	商業貿易企業(卸売、小売、コンビニなど)の操業再開を支持する。 卸小売業や飲食業が営業を再開する場合は2月8日の午後5時以前に商務局に申告すること。	2月6日
四川省	感染予防関連製品を生産・提供する企業、重要インフラ建設企業、市民生活関連企業(小売、物流業など)は正常に操業を開始するとともに、従業員の感染予防策を徹底的に実施すること。 上記以外の業種は感染対策を実施の上、企業自身で操業再開時期を決定する。 企業が電話やインターネットを利用した在宅ワークを行うことを推奨する。	2月5日
甘粛省	感染予防対策が取られる前提のもと、中小企業の操業再開を支持する。 省が指定する感染症1級(注)期間中に操業を再開する企業は、主要責任者をリーダーとする感染予防グループを組織すること。	2月5日
重慶市	操業再開にあたり、政府に操業再開の申請書および感染防止管理の承諾書を提出すること。 企業は赤外線体温測定器、消毒液、マスクなどの感染予防物資を準備し、隔離施設を設けること。	2月6日
吉林省	感染予防関連製品を生産・提供する企業、重要プロジェクト関連企業、市民生活関連企業(小売、物流業など)は正常に操業を開始するとともに、従業員の感染予防策を徹底的に実施すること。企業は従業員の健康状況や、吉林省に戻る日程や利用する交通手段を把握し、自発的な健康申告制度を構築する。 企業は操業再開にあたり、感染防止管理者を配置し、日々の測温時間を決め、一時的な隔離室を設置し、マスクや消毒液などの感染予防抑止製品を配置すること。	2月6日
河南省鄭州市	<ul style="list-style-type: none"> 工業企業: 地元従業員の割合が高く、かつ、現地にサプライチェーンを有する企業は2月10日より操業可能。 感染地域から来た従業員が少なく、現地にサプライチェーンが比較的整備されている企業は2月17日より操業可能。 それ以外の企業は2月24日以降より操業可能。 サービス企業: 2月17日より、三ツ星以上の宿泊施設、(飲食施設を有さない)フードデリバリー企業、製造業向けに物流サービスを提供する企業(物流、EC、倉庫業など)は操業開始可能。 2月24日より、融資担保企業、不動産仲介業などは操業開始可能。 3月2日より、ITサービス企業およびサービス業は操業開始可能。 操業再開にあたり、感染防止管理にかかる方案を作成し、最低2週間分のマスクや消毒液を確保すること。また、市や区に操業再開の申請を行い、承認を得る必要がある。	2月6日

(注) 突発的な「特に重大」な公共衛生事件に該当する事件を指す。

(出所) 各省市および現地メディアの発表を基にジェトロ作成